

中井町町勢要覧作成業務委託契約プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、中井町町勢要覧作成業務委託について、当該業務の目的及び内容にもっとも適した業者を選定するため公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務概要

- (1) 業務名 中井町町勢要覧作成業務委託
- (2) 履行期間 令和4年度 契約締結日から令和5年3月31日まで
令和5年度 令和5年4月1日から令和6年3月20日まで
- (3) 業務内容 中井町町勢要覧作成業務委託仕様書のとおり
- (4) 委託上限額 2か年で6,500,000円（消費税含む）（予定）
- (5) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

3. 参加資格

次の要件を全て満たしている者の中から選定します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 中井町指名停止等措置要領の規定による指名停止措置期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 過去5年以内に、同種または類似の業務を完成した実績があり、本業務に関する知識と能力を有すること。

4. スケジュール

このプロポーザルのスケジュールは、概ね次のとおりです。

No	手順	期限等
1	実施要領等の公表	令和4年6月24日(金)
2	質問書の提出期限	令和4年7月7日(木)午後3時
3	質問書への回答	令和4年7月11日(月)
4	参加申込書（一次審査書類）提出期限	令和4年7月13日(水)午後3時
5	一次審査（書類審査）結果の通知	令和4年7月19日(火)
6	企画提案書（二次審査書類）提出期限	令和4年7月26日(火)午後3時
7	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和4年7月29日(金)（予定）
8	最終審査結果通知	令和4年8月初旬
9	契約締結	令和4年8月初旬

5. プロポーザルの手続き

(1) 実施要領等の配布

配布資料については、下記一覧で確認してください。

【配布資料一覧】

No	資料名	備考
1	中井町町勢要覧作成業務委託契約プロポーザル実施要領	
2	中井町町勢要覧作成業務委託仕様書	
3	プロポーザル参加申込書	様式1
4	見積書	様式2
5	質問書	様式3
6	企画提案書	様式4

(2) 質問書の提出

本案件の内容に関する質問がある場合は、様式3「質問書」に記載し、本実施要領に掲げる「11. 事務局」にあるメールアドレスへ、令和4年7月7日（木）午後3時までに電子メールにて提出してください。

メール件名は「中井町町勢要覧作成業務委託に関する質問【事業者名】」としてください。

(3) 質問書への回答

全ての質問を取りまとめて回答したものを、令和4年7月11日（月）に参加事業者全員へ電子メールで送付します。

(4) 参加申込書等（一次審査書類）の提出

① 提出期限

令和4年7月13日（水）午後3時（郵送の場合は必着）

② 提出方法

持参または郵送。提出期限までに必着のこと。

③ 提出書類

No	書類名	提出部数及び注意事項等
1	プロポーザル参加申込書（様式1）	●様式：（様式1） ●様式1に署名と代表者印を押印し提出すること。
2	会社概要	●様式：任意様式による ●会社の規模、業務、組織体制等がわかるもの ●提出部数：7部
3	他市町村要覧制作実績一覧	●様式：任意様式による ●過去5年以内の同種業務実績がわかるもの ●制作年月を記載すること ●提出部数：7部

4	成果品（見本）	<ul style="list-style-type: none"> ●上記3の実績一覧の中から3誌以内とする。※文章、写真などの表現力を審査するため、製作スタッフ一覧に掲載する担当者が携わっている成果品とする。 ●提出部数：各7部（ただし、要望があれば、各5部はプレゼンテーション終了後返却可）
5	参考見積書（様式2）	<ul style="list-style-type: none"> ●様式：（様式2） ●令和4年度と令和5年度に分けて、見積金額（消費税込み）及び内訳を記載してください。ただし、委託上限額を越えた見積金額の記載は不可とします。 ●令和4年度・令和5年度業務のそれぞれがわかる内訳書（任意様式）も提出すること ●提出部数：1部

(5) 企画提案書等の提出

①提出期限

令和4年7月26日(火)午後3時（郵送の場合は必着）

②提出方法

持参または郵送。提出期限までに必着のこと。

③提出書類

No	書類名	提出部数及び注意事項等
1	様式4 「企画提案書」	●提出部数：正副各1部（中井町長あて、要社印・代表者印）
2	企画書	<ul style="list-style-type: none"> ●様式：任意様式による。ただし、用紙はA4判、文字サイズは10ポイント以上としてください。 ●内容： <ul style="list-style-type: none"> ・基本コンセプト ・具体的構成内容が把握できるようなラフコンテ等 ・中井町らしい特集企画案 ・その他、独創性ある企画 など ●提出部数：7部（ただし、1部は表紙に様式4「企画提案書」を添付してください）
3	作成スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ●様式：任意様式による ●提出部数：7部
4	制作体制及び制作スタッフ一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ●様式：任意様式による ●本業務の統括管理を行う業務責任者及び制作担当者等の名簿、経歴、類似業務実績がわかるもの ●企画提案書の提出者以外の事業者にも所属する方を担当者とする場合には、事業者名を明記すること。 ●提出部数：7部

6. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングについては次のとおり実施します。

No	項目名	注意事項等
1	日時・会場	参加事業者に電子メールにて後日通知
2	出席者	3名以内（本業務の統括管理を行う業務責任者は原則、出席すること）
3	内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 1者につき 30分程度実施 企画提案書の内容について 20分以内でプレゼンテーションを行ってください。続いて選定委員による 10分程度のヒアリングを行います。 ● パソコン（パワーポイント）、プロジェクター等の使用可。プロジェクターとスクリーンは町が用意する。使用する場合は、必ず事前に本実施要領に掲げる「11.事務局」へご連絡ください。 ● 新型コロナウイルスの感染状況によって、Z o o mでの開催に対応すること。

7. 事業者の選定

- (1) 参加事業者が提出した企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、中井町町勢要覧作成業務契約候補者選定委員会が、町の定める評価基準により審査を行います。なお、審査は下記評価基準表に基づき採点を行います。

【評価基準表】

評価項目	評価内容	評価基準点				
		A	B	C	D	E
1. 企画力	本業務の目的・内容を十分に理解した提案となっているか	10	8	6	4	2
	町の現状、特徴、魅力、方向性、将来像などがわかりやすく伝わる提案となっているか	10	8	6	4	2
	町をアピールするための工夫を凝らした独創的、効果的な提案となっているか	10	8	6	4	2
	写真やイラストの配置、活字とのバランスを考え、読みやすく、視覚的に魅力が伝わる提案となっているか	10	8	6	4	2
2. 業務実施体制	具体的かつ現実的な業務スケジュールが組まれているか	5	4	3	2	1
	必要な技術や類似業務の豊富な実績を持った信頼できる人員を配置しているか	10	8	6	4	2
	業務遂行が確実に行われる人員の確保、体制づくりができていないか	10	8	6	4	2
	業務に対する熱意・意欲・責任感が感じられるか	5	4	3	2	1
3. 実績	要覧作成業務等の実績があり信頼できるか	5	4	3	2	1
	過去成果品の出来は良いか	10	8	6	4	2
	文章、タイトルの表現力はあるか	5	4	3	2	1
	写真、イラストの出来は良いか	5	4	3	2	1
4. 価格	見積価格及び積算の考え方は妥当か	5	4	3	2	1
合 計 (100点満点)						

評価基準点 A: 特に優れる B: 優れる C: ふつう D: やや劣る E: 劣る

- (2) 評価点の合計が最も高い者を、契約候補者として特定します。なお、評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の協議により契約候補者を特定します。
- (3) 選定の結果は、参加事業者すべてに通知します。

8. 契約の締結

特定した契約候補者と随意契約により契約を締結します。但し、契約は年度ごととします。

9. 失格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出書類について、期限内に提出がなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 本実施要領に違反した場合
- (4) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合

10. 留意事項

- (1) 提出、辞退は自由であり、辞退しても不利益な取扱いを受けることはありません。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加事業者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (4) 提出された企画提案書等に関する追加、修正、変更等は、本町の依頼または合意があったもの以外は認めません。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲内において複製を作成することがあります。
- (6) 採用された企画提案書等の著作権は本町に帰属するものとします。
- (7) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではありません。
- (8) 本プロポーザルは、令和4年度の委託先を決定させるために行うものであり、令和5年度の委託を保証するものではありません。
- (9) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、事務局が定めます。

11. 事務局

本プロポーザルに関する問い合わせ及び書類等の提出先は次のとおりです。

〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56 番地

中井町役場 地域防災課 地域情報班（中井町役場本庁舎 2 階）

TEL 0465-81-1110（直通） FAX 0465-81-1443

E-mail chiiki@town.nakai.kanagawa.jp